

亀山

かめやま 市議会だより

令和2年
第1回臨時会・
6月定例会号

vol.77

令和2年8月1日発行

発行 三重県亀山市議会
編集 広聴広報委員会

第1回臨時会・6月定例会のあらまし……………P 2～6

- ・ **新型コロナウイルス感染症対策 緊急政策パッケージ**
(第1弾・第2弾・第3弾)
- ・ **放課後児童クラブの感染症対策の財源として議員の期末手当を減額する**
亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について **可決**
- ・ **国民健康保険税を減免する**
亀山市国民健康保険税条例の一部改正について **可決**
- ・ **傷病手当金を支給する**
亀山市国民健康保険条例の一部改正について **可決**

- ・ 議案と議決結果…………… P 7～8
- ・ 一般質問…………… P 17～22
- ・ とぴっくす…………… P 23
- ・ 議案質疑…………… P 9～16
- ・ 議会の主な動き…………… P 22

表紙写真：ネイルアート講座（徳風高校）

市議会の詳しい情報は亀山市議会のホームページをご覧ください

亀山市議会

検索

<http://www.city.kameyama.mie.jp/gikai/>



令和2年第1回臨時会は、5月7日に開催しました。

この臨時会では、市長から令和2年度の各会計補正予算について2件、その他、専決処分した事件の承認について2件が提出されました。

また、6月定例会は、5月29日から6月19日までの22日間の会期で開催しました。

この定例会では、まず議会から、議員提出議案として条例の一部改正1件を提出しました。

次に、市長から条例の一部改正10件、令和2年度の各会計補正予算について5件、その他、工事請負契約の締結についてなど3件、合わせて議案18件と報告6件が提出され、17日には、追加議案として、令和2年度一般会計補正予算について1件が提出されました。

議案一覧・
表決結果は
7ページ～

【緊急政策パッケージ 第1弾(総額約52億円)】(臨時会)

I 子どもと生活の支援(51億1581万円)

○特別定額給付金の支給

- (主な質疑)
- ・支給までのスケジュールと職員体制は
 - ・制度の周知方法について
 - ・DV被害の避難者への対応はどのように行うのか
 - ・申請時に密とにならないための対策について

○子育て世帯への臨時特別給付金の支給

- (主な質疑)
- ・市独自の上乗せの議論はあったのか

○住居確保給付金の支給対象の拡大

- (主な質疑)
- ・具体的な給付内容について
 - ・100万円の増額で十分な対応ができるのか

○通信教育による家庭学習の支援

- (主な質疑)
- ・通信教育の内容について

○オンライン学習のための就学援助家庭への給付金の支給

- (主な質疑)
- ・通信教育とオンライン学習それぞれの教育効果について
 - ・通信教育やオンライン学習は教育制度として定着するのか

全会一致
可決

II 地域経済の支援(2550万円)

○経営向上サポート事業補助金の創設

- (主な質疑)
- ・この補助制度を創設した理由について
 - ・申請件数を15件と見込んだ理由について

○飲食店を応援する「亀山エール飯チャレンジ事業」の創設

- (主な質疑)
- ・早急な支援と十分な調査の必要性は検討したのか



III 感染拡大の防止と医療体制の充実(3667万円)

○衛生資材の確保等

- (主な質疑)
- ・衛生資材の基準、品質、購入のスピードについて
 - ・保育施設について公立と私立で資材の確保に差が生じないのか

○市立医療センターにおける医療資材と病床の確保

- (主な質疑)
- ・医療資材の品質の確保はできるのか
 - ・今回新たに人工呼吸器を購入することで、十分な対応ができるのか



消毒液



マスク

第1回臨時会・6月定例会のあらまし

新型コロナウイルス感染症対策 緊急政策パッケージ(第1弾・第2弾・第3弾)

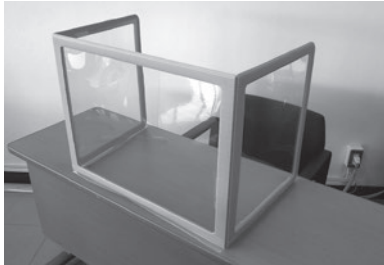
新型コロナウイルス感染症拡大が市民生活や経済活動に大きな影響を及ぼしている中、市は、国・県の緊急対策を踏まえ、「子どもと生活の支援」、「地域経済の支援」、「感染拡大の防止と医療体制の充実・アフターコロナへの対策」を3本柱とする新型コロナウイルス感染症の総合対策を「緊急政策パッケージ」第1弾から第3弾として順次進めています。

【緊急政策パッケージ 第2弾(総額約4.2億円)】(5月29日先議)

I 子どもと生活の支援(2億8273万円)

- 国民健康保険税の市独自の減免制度の拡充等
(主な質疑) ・国の制度と市独自の制度の内容について
・制度の周知方法について
- 全児童生徒への1人1台タブレットの実現
(主な質疑) ・GIGAスクール構想によるタブレットは家庭学習で活用できるのか
- 小・中学校の給食時等における感染防止対策の徹底
(主な質疑) ・卓上シールドの発案者は誰か ・卓上シールドの発注手続の妥当性について
・卓上シールドの消毒の方法について

賛成多数
可決



卓上シールド

【予算決算委員会での意見】

- 今回の教育費の補正については、補正予算成立前に物品の発注及び納品が行われたが、これは議会の重要な権限の一つである予算の議決権を侵すものであり、今後このようなことのないよう注意されるとともに、急を要する場合は、事前に議会と十分協議されたい。

(本会議での反対討論)

- 議決前の卓上シールド発注は議会の予算の議決権を侵すものである。

II 地域経済の支援(1億3000万円)

- 亀山版/持続化給付金制度「けいぞく」の創設
(主な質疑) ・制度の内容について ・国の制度との違いは何か
・対象事業者を売上高の減少割合30%以上50%未満とした根拠について
・制度の周知方法について

III 感染拡大の防止と医療体制の充実(1187万円)

- 市立医療センターのPCR外来検査センターの設置等
(主な質疑) ・検査センターの概要について ・委託料の詳細について
・オンライン診療は今後も継続するのか
・医療センター本来の業務に支障はないのか

【緊急政策パッケージ 第3弾(総額約2.8億円)】(6月17日追加議案)

I 子どもと生活の支援(9300万円)

○亀山版/特別定額給付金制度「はぐくみ」の創設

- (主な質疑) ・制度の内容について
・申請・受給権者を親権者とした理由は何か
・給付対象児を令和3年3月31日までの出生児とした理由は何か

○ひとり親世帯への臨時特別給付金の支給

- (主な質疑) ・制度の内容について

賛成多数
可決

II 地域経済の支援(1億8000万円)

○亀山プレミアム商品券「TAKERU」「たちばな」の発行

- (主な質疑) ・プレミアム商品券の発案者は誰か
・プレミアム商品券を選択した理由は何か
・事業の検討経過について
・発行に伴う経済効果について
・市民の生活支援と事業者支援のバランスをどう取るのか
・市民全員が購入できるように制度のPRをどう考えているのか



亀山プレミアム商品券「TAKERU」「たちばな」

III 感染拡大の防止とアフターコロナへの対策(330万円)

○消防における感染症患者の移送・搬送に係る救急資材の充実

- (主な質疑) ・救急隊員の感染症防止のための装備の購入予定はどうなっているのか

○都市部への情報発信力の強化

- (主な質疑) ・移住・交流促進アドバイザーはどのような方を想定しているか
・アドバイザーの活動内容について
・アドバイザーに係る報償費の根拠について
・アドバイザーのチラシやグッズへの関与について



救急隊員の防護服

第1回臨時会・6月定例会のあらまし

【予算決算委員会の自由討議】

- 補正予算の中で、特に「消費喚起対策事業」及び「移住交流促進事業」に関し、委員間の自由討議を行いました。

【本会議の反対討論】

- 各家庭がコロナ対策に努力されている中、一般質問において、プレミアム商品券に代わって水道料金の基本料金や小・中学校の給食費の免除、妊産婦へのタクシー券の交付を提案したところ、市長は更なる優先すべき事業があるとして否定されたが、予算的にはプレミアム商品券の事業費1億8千万円でこれらの提案事業は可能であり、プレミアム商品券には反対する。
- 都市部への情報発信力の強化を図ることは、移住・交流促進アドバイザーを配置しなくても、市の職員が定住促進のために努力することで対応可能であり、230万円の予算は不要である。

放課後児童クラブの感染症対策の財源として 議員の期末手当を減額する

全会一致
可決

議員提出議案第3号

亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

新型コロナウイルス感染症による市民生活への影響が深刻化する中、市内の各放課後児童クラブでは、政府の要請を受け学校が臨時休業となって以降、朝から施設を開所していただくとともに、子どもたちが日々安全に過ごせるよう、施設・設備の消毒や3密にならないような施設運営など、大変なご苦勞をされています。

このことから、議会として、放課後児童クラブの感染症対策を支援するための財源に充てることを目的として、令和2年6月及び12月に支給する議員の期末手当の額をそれぞれ6%減額するため、所要の改正を行うものです。



放課後児童クラブ「とちの木」

※市長、副市長、教育長及び病院事業管理者についても、新型コロナウイルス感染症対策に係る財源に充てることを目的として、令和2年6月及び12月に支給する期末手当を減額する条例の一部改正が提出され、いずれも可決されました。

第1回臨時会・6月定例会のあらまし

国民健康保険税を減免する

議案第34号

亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

全会一致で
可決

(議案概要)

令和2年4月7日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を踏まえ、厚生労働省及び総務省から国民健康保険税等の減免の取扱いについて示されたことから、その要件を満たす被保険者等に対して国民健康保険税が減免できるよう、また、地方税法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

【本会議での主な質疑】

- 国の制度改正の具体的な内容について
- 国の制度のどういう部分をカバーするために市独自の制度をつくったのか
- 制度の周知方法について

傷病手当金を支給する

議案第42号

亀山市国民健康保険条例の一部改正について

全会一致で
可決

(議案概要)

国の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」を受け、厚生労働省から市町村等に対し、傷病手当金の支給を検討するよう要請がなされたことから、労働者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合に、一定の要件を満たした被保険者に対して傷病手当金を支給することができるよう、所要の改正を行うものです。

【本会議での主な質疑】

- 条例改正の概要について
- 傷病手当金の規定はこれまでもあったのか
- 傷病手当金の対象者、支給日数、支給額等について
- 対象者は、給与の支払いを受けている被用者とあるが、自営業者は対象となるのか
- 対象者の拡大について

第1回臨時会に提案された議案と議決結果

議案の詳細は、ホームページに掲載していますのでご覧ください。

議案番号	件名と主な内容	議決結果	
27	令和2年度亀山市一般会計補正予算(第1号)について	可決	全員賛成
28	令和2年度亀山市病院事業会計補正予算(第1号)について	可決	全員賛成
29	専決処分した事件の承認について 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和2年3月27日に公布されたことに伴い、同年4月1日から施行が必要であった亀山市消防団員等公務災害補償条例の規定について、同条例の一部改正を、令和2年3月31日付けで専決処分したため、議会の承認を求める。	承認	全員賛成
30	専決処分した事件の承認について 地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、同年4月1日から施行が必要であった亀山市国民健康保険税条例の規定について、同条例の一部改正を、令和2年3月31日付けで専決処分したため、議会の承認を求める。	承認	全員賛成

6月定例会に提案された議案と議決結果

議案の詳細は、ホームページに掲載していますのでご覧ください。賛否が分かれた議案の表決 は、8ページをご覧ください。

議案番号	件名と主な内容	議決結果	
31	亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について(先議) 新型コロナウイルス感染症対策に係る財源に充てることを目的として、令和2年6月及び12月に支給する亀山市長及び副市長の期末手当の額を減額するため、所要の改正を行う。	可決	賛16:反1
32	亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について(先議) 新型コロナウイルス感染症対策に係る財源に充てることを目的として、令和2年6月及び12月に支給する教育長の期末手当の額を減額するため、所要の改正を行う。	可決	賛16:反1
33	亀山市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正について(先議) 新型コロナウイルス感染症対策に係る財源に充てることを目的として、令和2年6月及び12月に支給する病院事業管理者の期末手当の額を減額するため、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
34	亀山市国民健康保険税条例の一部改正について(先議) 令和2年4月7日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を踏まえ、厚生労働省及び総務省から国民健康保険税等の減免の取扱いについて示されたことから、その要件を満たす被保険者等に対して国民健康保険税が減免できるよう、また、地方税法が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
35	令和2年度亀山市一般会計補正予算(第2号)について(先議)	可決	賛14:反3
36	令和2年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について(先議)	可決	全員賛成
37	令和2年度亀山市病院事業会計補正予算(第2号)について(先議)	可決	全員賛成
38	亀山市税条例等の一部改正について 地方税法が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
39	亀山市都市計画税条例の一部改正について 地方税法が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
40	亀山市手数料条例の一部改正について 住民基本台帳法が改正され、除票の写し等の交付に関する規定が整備されたこと、また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、通知カードが廃止となったことに伴い、市における通知カードの再交付は行わないこととなったことから、所要の改正を行う。	可決	全員賛成

議案番号	件名と主な内容	議決結果	
41	亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正され、及び放課後児童健全育成事業実施要綱における放課後児童支援員の要件が見直されたことから、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
42	亀山市国民健康保険条例の一部改正について 国の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」を受け、厚生労働省から市町村等に対し、傷病手当金の支給を検討するよう要請がなされたことから、労働者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合に、一定の要件を満たした被保険者に対して傷病手当金を支給することができるよう、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
43	亀山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について 国の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」を受け、三重県後期高齢者医療広域連合において、新型コロナウイルス感染症に感染した後期高齢者医療制度の被保険者に係る傷病手当金の支給に関する規定の整備等が行われたことから、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
44	令和2年度亀山市一般会計補正予算(第3号)について	可決	全員賛成
45	令和2年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について	可決	全員賛成
46	工事請負契約の締結について 井田川小学校校舎増築等工事について、令和2年5月15日付けで仮契約したので、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
47	市道路線の認定について 開発行為により設置された新規路線である末藤1号線の市道路線の認定について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
48	市道路線の変更について 一般交通の用に供する必要がなくなった路線の一部廃止による終点の変更について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
49	令和2年度亀山市一般会計補正予算(第4号)について	可決	賛16:反1
議員3	亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について(先議) 新型コロナウイルス感染症による市民生活への影響が深刻化する中、議会として、放課後児童クラブの感染症対策を支援するための財源に充てることを目的として、令和2年6月及び12月に支給する議員の期末手当の額をそれぞれ6%減額するため、所要の改正を行う。	可決	全員賛成

※議員 = 議員提出議案

※先議 = 他の議案と切り離して先に審議することで、今定例会では5月29日開会日に審議しました。

賛否の分かれた議案の表決結果

※賛は賛成 反は反対 なお、小坂直親議長は採決に加わっていません。

議席番号	議員名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
議案第31号	亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	-	反
議案第32号	亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	-	反
議案第35号	令和2年度亀山市一般会計補正予算(第2号)について	賛	賛	賛	賛	賛	反	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	賛	賛	賛	-	反
議案第49号	令和2年度亀山市一般会計補正予算(第4号)について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	-	反

議案一般質問

さて、ここからは、各議員の質疑や質問内容について掲載をします。取り上げた内容は議員の質疑、質問の一部の概要です。詳細については、亀山市議会ホームページでの映像配信や会議録から検索いただけます。

それでは、亀山市議会の議場の扉を開いてみましょう。



❓ 議案質疑とは

議案の内容や提案理由等について、疑問点や不明点を聞くことです。

❓ 一般質問とは

行政全般にわたり、市の考え方や疑問点を聞くことです。単に疑問をはらし、事実関係を明らかにするだけではなく、政策の見直しや提言を行います。



第1回臨時会

議案質疑

岡本 公秀 <新和会>



議案第27号 令和2年度 亀山市一般会計補正予算(第1号)について

- 1 第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費、特別定額給付金給付事業について
- 2 第10款 教育費、第8項 教育研究費、第1目 教育研究費、教育研究事業について

❓ 通信教育における家庭学習の支援の内容について尋ねる。

A 内訳としては、学習教材を入れる封筒や、市オリジナル教育番組を録画して児童・生徒に貸し出すためのDVD代等を含む消耗品費や、教材の送付や学習成果物の返送のための通信運搬費、印刷製本費である。

❓ オンライン学習支援事業の詳細について尋ねる。

A 就学援助の制度を受けているなど、インターネット環境の整備が困難な家庭に対し、1世帯当たり端末整備代5万円、端末利用時に必要な

通信費2万円を希望者に給付し、家庭におけるICT機器を活用した学習環境整備を支援する。

❓ 通信教育とオンライン学習の2つの学習方法について、それぞれの教育効果をどのように捉えているのか。

A 通信教育については、ICT機器を活用することが難しい小学校低学年の児童や、通信機器などが未整備の場合でも、教育の機会均等を確保することができる。また、郵便で学習教材を配付・回収することで、教員と生徒一人一人がつながることができ、学習意欲の維持や学びの継続性が確保できる。オンライン学習については、習熟度に応じた課題を自ら選択でき、動画等の視覚的な支援で理解が進むなどの利点があり、郵送による通信教育よりもスピードがある。

❓ 2つの学習方法は、コロナ問題が終息した後も教育の制度として定着すると考えてもよいのか。

A 今後は、災害の発生時や不登校児童・生徒への教育保障など、様々な教育課題に対応できる柔軟かつ効果的な教育システムと考えている。

福沢 美由紀 <日本共産党>

議案第27号 令和2年度
亀山市一般会計補正予算
(第1号)について

- 1 第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費、特別定額給付金給付事業について
- 2 第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第1目 児童福祉総務費、子育て世帯臨時特別給付金給付事業について
- 3 歳入 第20款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金、前年度繰越金について**
- 4 第7款 商工費、第1項 商工費、第2目 商工業振興費、商工業振興事業について
- 5 第10款 教育費、第8項 教育研究費、第1目 教育研究費、オンライン学習支援事業について

Q 前年度の繰越金の額を尋ねる。

A 前年度繰越金は、約3億5000万円程度見込んでおり、今回の補正により、残り約1億6000万円である。

Q 残り約1億6000万円の前年度繰越金があるのに、なぜ今回の補正額を約9000万円に絞ったのか。

A 新型コロナウイルス感染症対策の緊急政策パッケージ(第1弾)として、「子どもと生活の支援」、「地域経済の支援」「感染拡大防止と医療体制の充実」を3本柱に費用を積み上げた結果、この予算規模となった。

Q 先に額を決めてから事業を絞り込んだのか、それともいろいろな事業を積み上げたらこの額になったのか。

A 額が前提ではなく、今必要なものを優先して、第1弾として急ぎ取りまとめた。

Q 国の施策が遅れている中、第1弾を早く、十分に出す必要があると思うが、今回の緊急政策パッケージで十分と考えているのか。

A 状況に応じてさらに様々な対策が必要と認識している。

今岡 翔平 <スクラム>

議案第27号 令和2年度
亀山市一般会計補正予算
(第1号)について

- 1 第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第1目 児童福祉総務費、民間保育所補助費及び放課後児童クラブ運営費について
- 2 第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第3目 保育所費、一般管理費について**
- 3 第10款 教育費、第2項 小学校費、第1目 学校管理費、一般管理費について
- 4 第10款 教育費、第3項 中学校費、第1目 学校管理費、一般管理費について
- 5 第10款 教育費、第4項 幼稚園費、第1目 幼稚園費、一般管理費について

Q 衛生資材が、平常時のように市場に出回っていない中、資材調達に対する、価格、品質、スピードの考え方を尋ねる。

A 衛生備品等については、基本的に品質等が落ちるものであってはならないことが大前提である。また、価格はスピードを持って対応するには少々高くてもやむを得ないとの認識を持っている。

Q 必要なものを必要なところに十分届けられるのか。これだけ物が出回っていない中、調達方法の考え方について尋ねる。

A 物によっては市が一括発注し、また、調達しにくい物品等は、業者を絞って個々にスピード感を持って行うなど、ケース・バイ・ケースで対応するのがベストであると認識している。

Q 公立と私立の保育施設に対する、資材配付の考え方を尋ねる。

A 公立と私立で差があってはならないと考えており、同じように配付している。

森 英之 <結>



議案第27号 令和2年度
 亀山市一般会計補正予算
 (第1号)について

1 第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費、特別定額給付金給付事業について

2 第7款 商工費、第1項 商工費、第2目 商工業振興費、一般事業について

3 第10款 教育費、第8項 教育研究費、第1目 教育研究費、教育研究事業について

Q 経営向上支援対策事業補助金は、三重県版経営向上支援のメニューと連携させたものと認識しているが、連携させた理由を尋ねる。

A 県が三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金制度を創設し、県内で約800件の申込み

があり、約300件が採択された。県では5月8日から2回目の募集を開始するが、予算の上限もあり、全ての事業者が採択されるものではないと見込み、県補助制度の申請要件を満たす事業者を対象に、県補助制度を補完する市独自の支援として本制度を創設した。

Q 予算を15件分、450万円とした根拠を尋ねる。

A ステップ2または3の認定を受けていることが要件になっている三重県版経営向上計画について、市内事業者の計画認定件数は、3月末現在でステップ2が17件、ステップ3は0件で、すぐに補助対象になるのは17件の事業者であったことから、申請件数を15件と見込み、1件当たりの補助額を上限30万円として450万円を計上した。

豊田 恵理



議案第27号 令和2年度
 亀山市一般会計補正予算
 (第1号)について

1 第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費、住居確保給付金支給事業及び特別定額給付金給付事業について

2 第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第1目 児童福祉総務費、放課後児童クラブ運営費について

3 第10款 教育費、第8項 教育研究費、第1目 教育研究費、教育研究事業について

Q 住居確保給付金支給事業の具体的な給付内容を尋ねる。

A 生活困窮者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住居を喪失している、または喪失するおそれがあり、所得等が一定水準以下の方に対して家賃相当額の住宅費用を支給する。単身世帯は3万3400円、2人世帯は4万円を上限として、3か月から最大9か月間の家賃を住宅の大家等に代理納付する制度である。

Q 100万円の増額補正で十分に対応できるのか。

A 当初予算で単身者5件、3か月分の50万1000円を確保していたが、制度改正で対象者の要件が緩和されたことから、今回、新たに単身者5件、6か月分の100万2000円を増額補正する。今後の新型コロナウイルス感染拡大や経済状況の停滞の長期化等の影響により、申請件数の増加が著しい場合は、再度増額補正の必要が生じるものと考えている。

櫻井 清蔵 <勇政>



議案第27号 令和2年度
亀山市一般会計補正予算
(第1号)について

- 1 第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費、特別定額給付金給付事業について
- 2 第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第1目 児童福祉総務費、民間保育所補助費及び放課後児童クラブ運営費について
- 3 第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第3目 保育所費、一般管理費及び施設管理費について
- 4 第10款 教育費、第2項 小学校費、第1目 学校管理費、一般管理費について
- 5 第10款 教育費、第3項 中学校費、第1目 学校管理費、一般管理費について
- 6 第10款 教育費、第4項 幼稚園費、第1目 幼稚園費、一般管理費及び施設管理費について
- 7 第10款 教育費、第8項 教育研究費、第1目 教育研究費、オンライン学習支援事業について

Q 特別定額給付金について、政府が協議をしている段階から速やかに準備していたら、5月15日に各世帯に届くようにできたと思うが、なぜここまで時間がかかっているのか。

A オンライン申請については、5月11日の週から申請が開始できるように現在調整を図っており、支給開始は5月18日の週を予定している。郵送による申請については、5月18日の週を予定しており、支給開始は5月25日の週に支払いできるように現在調整を進めている。当初は、システム改修と申請書等の準備が整うのに相当な時間を要し、支給が6月にずれ込む可能性があったが、システム事業者との協議、交渉を重ね、時間短縮に努めた。

Q 市民が申請に戸惑わないようなシステムを早急に考えてもらえないか。

A 国や地方で起こっている様々な変化に合わせて、市独自の意思と手法で対応していきたいと考えている。システム設計についても、予算が議決されたら速やかに発注を行い、できるだけ早く対応できるように努力を重ねていく。

6月定例会

議案質疑

櫻井 清蔵 <勇政>



議案第35号 令和2年度
亀山市一般会計補正予算
(第2号)について

- 1 第10款 教育費、第2項 小学校費、第1目 学校管理費、一般管理費の増額補正について
- 2 第10款 教育費、第3項 中学校費、第1目 学校管理費、一般管理費の増額補正について

Q 卓上シールドの発案者は誰なのか。

A 教育長の指示のもと、教育委員会事務局で検討を行った。

Q 発案の時期は。

A ゴールデンウィーク明け頃と記憶している。

Q 卓上シールドの発注日は。

A 5月18日である。

Q 5月19日の議会全員協議会に、なぜその旨の報告ができなかったのか。

A 5月22日開催の議会運営委員会で提示する補正予算の取りまとめ作業を進めていた。

Q 5月18日の発注時に、市長は900万円の予算を認めていたのか。

A 予算については、当然認識していた。

Q 卓上シールドは納品済みなのか。

A 5月22日に納品され倉庫で保管している。

Q 市長は予算の執行権、議会は予算の議決権があるが、なぜ議長に専決処分を申し出なかったのか。

A 重要かつ緊急的な事業であるため、開会日の先議としていただいた。事前発注に至ったことについては、事務執行において今後留意するよう教育委員会に伝えた。

今岡 翔平 <スクラム>

議案第35号 令和2年度
亀山市一般会計補正予算
(第2号)について

- 1 第15款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第1目 総務費国庫補助金、地方創生臨時交付金の増額補正について
- 2 第7款 商工費、第1項 商工費、第2目 商工業振興費、経済支援対策事業の増額補正について

Q 市に配分される地方創生臨時交付金の総額及びその算出根拠を尋ねる。

A 当市への第1次配分の交付限度額は1億1880万1000円である。算出根拠は、人口、財政力、新型コロナウイルスの感染状況等に基づき、国が定めた算式により算定されたものである。

Q 地方創生臨時交付金を市では今回、何に充当するのか。

A 新型コロナウイルス感染症への対策として効果的であり、地域の実情に合わせて必要な事業

であれば、原則として使途に制限はない。今回、経済支援対策事業として実施する亀山版持続化給付金制度「けいぞく」に1億500万円、残額を県と市が折半で費用負担する休業要請に対する協力金の分担金に充当する。

Q 地方創生臨時交付金は、コロナ対策関連であれば使途が決められていないが、例えば特別定額給付金として全市民に均等に配るということも可能なのか。

A 使途は決められていないが、市としては、そのような選択をしなかった。

Q 交付金のほとんどを経済支援に充てた考え方について尋ねる。

A 緊急政策パッケージは、「子どもと生活の支援」「地域経済の支援」「感染拡大の防止と医療体制の充実」を中心に構成している。交付金を前提に事業構築を行ったものではなく、あくまでも最適な財源の一つとして、交付金の活用を図った。今後も、バランスと緊急度を考えて取り組みを進めていくことが大切と考えている。

服部 孝規 <日本共産党>

議案第35号 令和2年度
亀山市一般会計補正予算
(第2号)について

- 1 第7款 商工費、第1項 商工費、第2目 商工業振興費、経済支援対策事業の増額補正について

Q 亀山版持続化給付金について、前年同月比の売上が30%以上50%未満の場合に給付することにした根拠を尋ねる。

A 事業収入が50%以上減少となった事業者は国の制度の対象となるが、30%以上50%未満の事業者についても事業継続に大きな影響が及んでいると判断した。

Q 事業収入5割減少は倒産に近いと言われてい
る中で、15%や20%の減収を対象とすることも検討したのか。

A 減収が30%以下の事業者については、事業者全体を対象とした資金繰り支援を拡充した5年間実質無利子化の制度や、5%以上の減収から借入れが可能な国の制度の方で対応していただく考えである。

Q 財源の範囲内で収まるように対象を30%以上の減収とし、給付額を法人30万円、個人事業主10万円としたのではないのか。

A 他市の状況を勘案し、今後の経済対策も踏まえ、法人30万円、個人10万円の給付とした。

Q 先に市から給付を受け、その後国の制度に合致した場合の対応は。

A 基本的には、国からの給付金が入ったら、市へ返金していただく考え方である。

岡本 公秀 <新和会>



議案第38号 亀山市税条例等の一部改正について

1 固定資産税関係について

- (1) 条例改正の概要について
- (2) 市内における所有者不明の土地の現状について
- (3) 使用者を所有者とみなして課税した場合、所有権の移転につながるのか
- (4) 今回の条例改正による固定資産税の税収への影響について

2 軽自動車税関係について

- (1) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における軽自動車税の軽減について
- (2) 市民への周知について

3 市民税関係について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、各種イベントが中止、延期になったことで生じた入場料金等の払戻請求権の放棄に関する税制上の措置の概要について
- (2) 寄附金税額控除を受ける方法及びそれによる損失の減額の見込みについて

森 英之 <結>



議案第41号 亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1 改正の目的について

2 改正による効果について

Q 今回の条例改正の目的、趣旨を尋ねる。

A 改正の目的は、支援員の認定資格研修の受講機会の拡充と、資格要件緩和の期限の延長である。また、改正内容は、放課後児童支援員に係る認定資格研修について、現在、実施主体を都道府県知事及び指定都市の長と規定しているが、これに中核市の長を加えること、及び放課後児童支援員は認定資格研修の修了者でなければならないこととする規定について、現在の経過措置の期限を令和5年3月31日までの3年間延長するものである。

Q 市における所有者不明の土地等について現状を尋ねる。

A 固定資産の所有者が明らかでない案件は5件で、その内訳は土地が5筆あり、地目の内訳は、宅地4筆、畑1筆で、合計地積が745平方メートルである。また、家屋は7棟あり、内訳は、居宅2棟、納屋2棟、店舗2棟、事務所1棟で、合計延べ床面積が458平方メートルである。これらの土地・家屋に対して課税することができない税額は、固定資産税が12万2600円、都市計画税が2万2300円、合計で14万4900円である。

Q 使用者が固定資産税を負担する以上、所有権はいずれはその使用者に移るといえるのか。

A 今回の改正は、課税の公平性の確保の観点から、使用者を所有者とみなして課税するもので、本来の所有者はあくまでも登記簿上の所有者であり、所有権の移転につながるものではない。

Q 措置を行うことによる税収増は期待できるのか。

A 所有者が不明の土地・家屋5件のうち、使用者が存在し、課税対象となる案件は、家屋が2件ある。その内訳は、店舗2棟、事務所1棟で、税額は、固定資産税が8万3400円、都市計画税が1万7800円、合計で10万1200円である。

Q 中核市での講習受講が可能となるが、亀山市から近い中核市はどこにあるのか。

A 県内にはないが、近いところで大津市や吹田市、和歌山市などがある。

Q 補助員が放課後児童支援員になる制度は確立されているのか。

A 県が行う研修の取りまとめ等を市がしていく中で、補助員の研修受講を促進し調整等を図っている。

Q 今回の改正は、新型コロナウイルス感染拡大に伴うものか、あるいは従前からあった学童保育の運営の課題等によるものなのか。

A 国からの通知に、新型コロナウイルス感染症対策等の明示はなく、また、国の基準の改正や、要綱の見直しの日からも感染症対策による改正ではないものと認識している。

福沢 美由紀 <日本共産党>



議案第41号 亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- 1 改正の概要とその理由について
- 2 市内の放課後児童クラブの状況について
- 3 研修受講の促進について

Q 市内の支援員及び補助員の配置状況について尋ねる。

A 公設は66名中46名、民設は73名中37名が支援員であり、市全体で支援員の占める割合は約60%である。

Q 学童保育22施設中、全員支援員を配置している施設はいくつあるのか。また、支援員が1人しかいない施設はいくつあるのか。

A 全て支援員を配置している施設は2施設、支援員が1名体制となっているのは民設で6施設である。

Q 研修の受講促進に対する考え方を尋ねる。

A 今後、県の研修については、しっかりと継続して受講していただけるよう促進に努めていく。

Q 県内だけでなく、他県の研修も案内したり、研修の受講を仕事と位置付けて支援していく必要があると思うが、考え方を尋ねる。

A 研修に関しては、継続して受講促進に努めるとともに、支援についても、各放課後児童クラブとしっかり協議しながら、質の向上に向けて進めていく。

Q 職員の処遇改善は必須であるが、市の考えを尋ねる。

A 様々な改善があるため、放課後児童クラブと協議、検討を進めていく。

豊田 恵理



議案第38号 亀山市税条例等の一部改正について

- 1 市民税関係について
 - (1) ひとり親に対する所得控除の新設について
 - (2) 寡婦(寡夫)控除の見直しについて
 - (3) 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の適用について

- 2 固定資産税関係について

- (1) 使用者を所有者とみなす制度の拡大について
- (2) 現に所有している者の申告の制度化について

Q 今回の改正の背景と具体的な改正内容を尋ねる。

A 全国的に空き地や利用二ーズの低下した土地が増加する中、譲渡所得に対する税金の負担軽減を目的として、個人が保有する低額な土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特例措置を創設するものである。改正内容は、個人が都市計画

区域内の低未利用土地またはその上に存在する権利を譲渡した場合、所有期間が5年を超え、譲渡価格が500万以下の場合、譲渡益から100万円を上限として控除するものである。

Q 所得税や個人住民税以外の税金に影響しないのか。

A 100万円の特別控除後の所得で判定されるため、他の制度にも影響してくることになる。

Q 低未利用土地等とはどういうものか。

A 適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間利用されていない未利用土地と、周辺地域の土地利用状況に比べて利用の程度が低い低利用土地の総称である。

Q この改正による当市への影響について尋ねる。

A 低未利用土地等の所有者に対して、土地を売却するインセンティブが与えられることから、利活用されていない土地の売買が促進されるものと期待している。

中島 雅代 <スクラム>



議案第49号 令和2年度亀山市一般会計補正予算(第4号)について

- 1 第7款 商工費、第1項 商工費、第2目 商工業振興費、消費喚起対策事業の増額補正について
- 2 第2款 総務費、第1項 総務管理費、第7目 企画費、移住交流促進事業の増額補正について

Q プレミアム付商品券は、これまでに何回発行しているのか。またそれぞれの対象者と販売方法について尋ねる。

A 平成27年度に、1冊1万2000円分を1万円ですり販売し、約3倍の応募があったことから抽選を行い、1万5000冊が完売した。また、令和元年度に、子育て世帯及び低所得者を対象に、1冊5000円分を4000円で、5冊まで購入可能という制度で販売した。

Q 商品券購入の見込みは。

A 5万人全員の購入を見込み、最大の限度額で補正予算を計上している。

Q 市民全員に購入してもらうための手法について検討しているのか。

A 少しでも多くの方に利用してもらえるように制度概要をしっかりとPRし、使用可能店舗を増やすことで、利用率の向上につなげていく。また、1万円分については、全ての登録店舗で利用でき、3000円の市が負担するプレミアム分については、スーパーマーケットやドラッグストア等を除く店舗のみで使用できる商品券にしたため、市民のニーズに応えた使いやすい商品券となっており、購入率は上がると考えている。

Q この事業費1億8000万円は他の事業にも使えたと思うが、プレミアム付商品券という手法を選んだ理由は何か。

A 生活支援と経済支援の両面を有する仕組みとして、このプレミアム付商品券の発行となった。

草川 卓也 <結>



議案第49号 令和2年度亀山市一般会計補正予算(第4号)について

- 1 第2款 総務費、第1項 総務管理費、第7目 企画費、移住交流促進事業の増額補正について
- 2 第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費、特別定額給付金給付事業の増額補正について
- 3 第7款 商工費、第1項 商工費、第2目 商工業振興費、消費喚起対策事業の増額補正について

Q 事業の概要、背景と目的について尋ねる。

A 亀山版／特別定額給付金制度「はぐくみ」は、国の特別定額給付金の対象とならない令和2年4月28日以降、令和3年3月31日までの出生児を対象とし、親権者に対して、出生児1人につき10万円を給付するものである。新型コロナウイルス感染症が及ぼす各家計への影響が今後も懸念される社会情勢にあることから、本年度に限

り、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図る必要があると考え、この制度を創設した。

Q 国の事業は申請・受給権者は世帯主としているが、「はぐくみ」については、給付対象児と生計を同じくする親権者とした理由を尋ねる。

A この制度は、子育て世帯の経済的負担の軽減を目的としていることから、出生児と生計を共にして、実際に子育てを行う親権者とした。

Q 令和3年3月31日までの出生児を給付対象とした理由を尋ねる。

A この制度は、国の制度を補完する本年度に限った臨時的支援制度であることから、国の制度の基準日の翌日の4月28日から本年度末日の令和3年3月31日までの出生児を対象とした。

Q 4月1日の出生まで同学年になるのに、4月1日を給付対象から省いたのは不平等ではないのか。

A 全国的には4月1日までとしている自治体もあるが、当市においては、年度を基準に考え3月31日までの出生を対象とした。

市民生活の安定のための支援策を

櫻井 清蔵 <勇政>



亀山市における新型コロナウイルス感染症対策の現状と今後について

1 4月7日に発出された国の緊急事態宣言は、去る5月25日をもって全ての都道府県が解除されましたが、まだまだ予断を許さない状況の中、今後の対策についての市長の見解を尋ねる

- (1) 昨年の12月に新型コロナウイルス感染症が発症して以降、幸いにも亀山市においては感染者が零であるが、この感染症は、今秋以降の第2波に十分な対策が必要であると思うが、どのように備えていくのか
- (2) 当市独自の新型コロナウイルス感染症対策に2億円程度の基金を創設して、如何なる状況にも対応できる予算の確保を目指すべきであると思うが
 - ア 本年度に予定している各種イベントが多々中止となっており、その事業費の合計は概ね1億円強になると思うが、その額について確認したい
 - イ 各不用額を(仮称)新型コロナウイルス感染症対策基金創設の原資として活用すべきであると先の臨時会において提案したが、市長の見解を尋ねる

農業従事者に寄り添った支援を

中島 雅代 <スクラム>



外来種による農業被害について

1 ジャンボタニシによる農作物への被害状況とその対策について

- Q 今年のジャンボタニシによる農作物の被害状況について尋ねる。
 - A 市内では川崎地区の約200アールの水田で発生している。
 - Q 範囲が去年と比べて拡大したのか。
 - A 昨年は約50アールの区域が、今年は約200アールに広がった。ジャンボタニシは、寒さに弱く冬にほとんど死滅するが、記録的な暖冬であったことから、生息域が広がったと考えられる。

(3) 休業等により所得が減少することを考慮して、市民生活の安定のため次に掲げる事項を実施されている自治体がある。亀山市においても実施すべきと思うが、市長の見解を尋ねる

- ア 水道料金の基本料金を6ヵ月免除
- イ 学校給食費を3ヵ月免除
- ウ 妊婦へのタクシー券の交付

Q 水道の基本料金を6ヵ月免除した場合、学校給食費を3ヵ月免除した場合、妊婦にタクシー券の交付を行った場合について、それぞれどれだけの金額になるのか。

A 水道料金については、一般家庭から企業までの全契約者の基本料金を6ヵ月免除した場合、約1億620万円、市内全小学校の給食費を3ヵ月免除した場合、約5700万円、妊婦に1人につき1万円分のタクシー券を交付した場合、約530万円が必要になる。

Q 水道の基本料金や給食費の免除、妊婦へのタクシー券の交付の支援について検討したのか。

A 水道料金は、緊急政策パッケージ第1弾、第2弾も含め支援策の一つとして検討したが、事業の優先順位や、県内で一番安い水道料金ということもあり、実施しないと判断した。学校給食費についても、現時点でそれ以外の優先すべき教育課題や就業支援等を重点的に展開する判断をした。妊婦へのタクシー券の助成については、移動手段は自家用車が多いことから検討していない。

【その他の質問】

- ・インフルエンザの予防接種費用助成の拡充について
- ・亀山駅周辺整備事業について

Q 今後の対策について尋ねる。

A 薬剤散布以外でも、排水溝へのネット設置や、貝は水の深いところへ集まる習性から水を浅くする管理方法、冬場に圃場の土の中にいる貝を砕くためトラクターで浅く耕起をしたり、卵の駆除をするなどの対策がある。引き続き四日市鈴鹿地域農業改良普及センターや鈴鹿農協と連携し、地域への情報提供や現地での防除指導を行っていく。

Q 去年も薬剤散布については予算がつかなかったが、今年はどうか。

A 現時点で、市の補助制度はないが、引き続き被害状況等を注視していく。

【その他の質問】

- ・小・中学校再開における対応について

安心できる地域医療の確立を

中崎 孝彦 <新和会>



亀山市立医療センターについて

1 新病院事業管理者に問う

- (1) 地方公営企業は、行政組織でありながら、企業としての特徴も有しており、経済性と公共性を両立することが求められているが、それぞれの観点から課題・問題点をどのように認識しているのか
- (2) 地方公営企業法の全部適用から4年経過したが、これまでの改善実績について
- (3) 4月から医療センターに新たな職として顧問を設置し、前病院事業管理者を任用した理由とその役割について

2 地域包括ケアシステムについて

- (1) システムの構築に向けて、医療センターの役割について
- (2) 在宅医療における訪問診療・訪問看護及び訪問リハビリテーションの現状について
- (3) システムを運用している中での課題・問題点と今後の対応について
- (4) 亀山医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携について

3 医療センターの地域包括ケア病床について

- (1) 地域包括ケア病床及び一般病床の稼働率について
- (2) 地域包括ケア病床の増床計画と一般病床の適切な病床数について

4 医師確保について

- (1) 寄附講座と医師確保について
- (2) 各診療科目に必要な医師数について

- (3) 医師確保に向けての取り組みと今後の見込みについて
 - (4) 医師確保のための新たな対策について
- 5 新型コロナウイルス感染症への対応について**
- (1) これまでの具体的な対応と今後について
 - (2) 発熱外来などで受診した患者の内、PCR検査が必要と診断された患者はいったのか
- 6 医療通訳の必要性について**
- (1) 通訳の必要性と医療現場の現状について

Q 地域包括ケア病床27床及び一般病床63床のそれぞれの稼働率を尋ねる。

A 地域包括ケア病床27床の稼働率は、本年4月が101.9%、5月が99.4%である。一般病床63床の稼働率は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、全国的にも入院患者数が減少しており、本年4月は53.1%、5月が43.6%となっている。

Q 地域包括ケア病床は今後も増床していくのか。また、一般病床の適切なベッド数についてどう考えているのか。

A 本年4月1日に地域包括ケア病床を27床に増床したことは、地域医療構想で鈴鹿地域については回復期機能のより一層の充実が求められ、医療センターは急性期機能を確保し、回復期機能の確保を検討するとの考えに沿ったものである。また、本市の救急搬送の約40%を受け入れている状況であることから、急性期に対応するための一般病床について、一定数の確保は必要であると考えており、現在の状況は、急性期機能病床と回復期機能病床とのバランスはとれている状態である。

Q 外来を受診した患者のうち、PCR検査の必要があると診断された患者は何名いたのか。

A 鈴鹿保健所から指示のあったものを中心として、3月中旬から5月末までの間に、検体採取を41件実施した。また、6月1日に設置した亀山地域外来検査センターにおいて、現在までに1件実施し、結果は、42件全て陰性であった。

リニア基金の廃止検討の考えは

服部 孝規 <日本共産党>



今後の事業の財源確保について

- 1 コロナ感染症対策や防災対策、後期基本計画や公共施設の更新など今後の事業の財源確保について
- 2 2018年度決算時の基金残高84億円の活用について
- 3 リニア中央新幹線亀山駅整備基金(残高18億円)について
- 4 庁舎建設基金(残高12億円)について

Q リニア中央新幹線亀山駅整備基金は、中間駅が亀山に決まり、工事が始まらなければ取り崩せないものであるが、今後の財政状況を考えれば、リニア基金をいったん廃止して財政調整基金に組み入れ、今後の事業の財源に充てていく考えはないのか。

A リニア基金を廃止することは、中間駅の周辺整備に必要な財源確保に影響を及ぼすとともに、四半世紀にわたり市民ぐるみで積み上げてきた駅誘致活動の高まりが減退したり、本市のリニアに関する取り組みに対する国やJR東海の受け止めも変化していくことが危惧されることから、今後も、計画的な基金積立てを継続していく。

Q 新型コロナウイルス感染症の影響で、全国の地域間の旅客流動が減少すると予想され、リニア新幹線ができて見込んだだけの需要がないかも知れず、収支計画が狂うかもしれない。このように、リニア中央新幹線計画の実現性や必要性が問われているが、このような意見に対し、どのように認識しているのか。

A JR東海では、全線早期開業を目指して、事業努力を重ねており、本市としては計画どおりの事業進捗を強く期待している。時間と距離を短縮するツールとしてのリニアの必要性が問われていることも事実であるが、東京一極集中の是正に寄与するものであり、また、将来経年劣化が懸念される東海道新幹線への備えや、大規模災害への抜本的な備えとして、大きな役割を担う必要があるものと認識している。

Q 働き方が変わることによってリニアの需要が減ってくると考えられるが、新しい時代としてリニア基金の必要性について尋ねる。

A テレワーク等は今後進んでいく一方で、人と人の人流等の重要性も指摘されており、その両面のバランスを取りながら、どのような新しい時代をつくっていくのかが問われている。今後も、オール亀山で積み上げてきた思いが詰まったこの基金を廃止して財政調整基金へ積み直すことは考えていない。

【その他の質問】

- ・コロナ感染症対策としての水道料金の免除について

自粛生活に伴う子どもの支援体制は

森 美和子 <公明党>



新型コロナウイルス感染症に係る市の取り組みについて

- 1 特別定額給付金について
 - (1) 支給状況について
 - (2) オンライン申請の課題について
 - (3) 第3次亀山市行財政改革大綱に位置付けたスマート自治体への転換に対する影響について
- 2 自粛生活から生じた課題について
 - (1) 子どもの課題について
 - (2) 高齢者の課題について
- 3 新たな防災対策について
 - (1) 避難所における感染症対策について
- 4 新庁舎建設について
 - (1) 感染症対策としてのリスク分散の考え方について

就学後の子どもの心の問題への対応について尋ねる。

- A** 学級担任を中心に日常生活の観察により、個々の児童・生徒が抱える課題の早期発見と早期対応に努めている。また、臨時休業中の振り返りや、現在不安に思っていることを聞き取るアンケートを実施している学校もある。さらに、小・中学校で例年実施しているQ-Uテストで、個

別の学級満足度や支援の必要度を客観的に把握するなどの取り組みを行っている。このような取り組みを通じて、学校内の相談支援体制やスクールカウンセラーによる相談、市の福祉部局との連携等、外部人材も活用しながら、子どもたちの心の健康やストレスの対応を行っていく。

課題を抱えていたり、不登校の子どもへの対応は、従来どおりになるのか。また、新たな展開が期待されるタブレットの活用について尋ねる。

- A** 不登校の児童・生徒への対応は、従前より適応指導教室への通級や学校内の別室対応等、個別の課題に寄り添う形で対応を行ってきたが、学びの継続手段として通信教育の手法やICT機器の活用は、今後応用できる可能性があることを認識している。多くの職員が関わった、学校全体の組織的な対応の実現に向けて今後も検討していく。

新型コロナウイルス感染症の影響で、登校しない事例があるのか。また、文部科学省では、感染症に関連して休む場合、出席停止措置としているが、教育委員会の見解を尋ねる。

- A** 新型コロナウイルス感染症に伴う欠席児童・生徒は、6月以降1～2人程度いる状況であり、欠席ではなく出席停止の扱いとしている。

学校の休業や外出自粛により、要保護児童・生徒の虐待のリスクが高まっており、見守り強化の必要があると思うが、その現状を尋ねる。

- A** 通常の相談支援のほか、過去のケースの中から心配な状況であるケースをリストアップした40件ほどに対して、家庭訪問や電話連絡により状況確認を行い、見守りを強化した。

アフターコロナのリニア誘致を見据えた市の発展は

草川 卓也 <結>



ウィズコロナ以降の市政運営について

- 1 教育行政について
 - (1) ウィズコロナ以降の学校教育について
 - ア 安心して学ぶ環境の整備について
 - イ 「選択登校制」導入の是非について
 - ウ コミュニティスクールが果たすべき役割は何か
 - (2) ウィズコロナ以降のオンライン教育について
 - ア GIGAスクール構想の実現について
 - イ 「かめやまハイブリッドスクール」の今後について
- 2 産業振興について
 - (1) ウィズコロナ以降の地域経済について
 - ア 今後の地域経済支援策について
 - イ 企業誘致について
 - (2) ウィズコロナ以降のリニア誘致について
 - ア リニア誘致の意義について
 - イ 今後の誘致活動の見通しについて

- Q** 情報の高速化に伴って、移動も高速化が求められるようになり、アフターコロナは、移動を伴う交流を再活性化させる戦略が必要であるとともに、東京一極集中の危うさが露呈し、地方への分散が期待され、さまざまな形態のオフィスがリニア沿線上に立地する可能性が今まで以上に高まったと考えられる。また、移動を伴う交流が再活性化され、働く場所が増えた魅力ある地方にこそ、若者の定住が期待できると思うが、アフターコロナにおけるリニアを核にした市の発展について、具体的な考えを尋ねる。

- A** 本市がリニア中央新幹線駅を誘致することについては、三大都市圏が一体化した巨大経済圏のスーパーメガリージョンの中での広域的な交流連携が促進されるとともに、市の交通拠点性の向上や、本市への移住の促進、2拠点居住が都市の活力へつながっていくのではないかと考えている。今後も市内停車駅誘致に向けて、オール亀山市でさらに前進をしていきたい。

【その他の質問】

- ・ 地域が抱える諸課題について

家庭への支援は必要ないのか

今岡 翔平 <スクラム>



新型コロナウイルス感染症対策と市民への支援について

- 1 感染症対策が有効かそうでないかの科学的根拠を市はどのような基準で定めているのか
- (1) 卓上シールドを保育園、幼稚園に設置しない根拠について
- 2 感染症対策の財源として、地方創生臨時交付金にあまり期待できないと考えるが、市の考え方は
- 3 家庭への支援について、他に何か考えているのか
- 4 子育て世帯への臨時特別給付金の支給について
 - (1) 基準日の設定について
 - (2) 収入の高い世帯が除外されてしまうことについて
- 5 不妊治療助成の申請状況について
- 6 業務の変容における人人体制について

Q 開会日に先議した補正予算は、事業者向けがほとんどだったが、一般家庭向けの支援はないのか。

A 緊急政策パッケージ第1弾として、「子どもと生活の支援」、「地域経済の支援」、「感染拡大の防

止と医療体制の充実」の3本柱で、特別定額給付金や医療センターでの医療資材、病床の確保等を事業化した。また、緊急政策パッケージ第2弾として、小・中学校への感染防止対策や亀山版持続化給付金等を事業化した。現在国では、新型コロナウイルス対策の第2次補正予算が審議されており、議決後、緊急政策パッケージ第3弾として、新たな事業展開をしていく。

Q 一般家庭への支援は必要だと思うが、自治体としての生き残りを含めた観点からの市長の考えを尋ねる。

A アフターコロナも含め、まちとしての存在感や対応の質が一層問われる局面に入っていくと考えており、今後の総合政策について、しっかり対応していく。

Q 緊急政策パッケージ第3弾に向けての市長の思いを尋ねる。

A まちの現況や今後をしっかりと視野に入れ、どのような政策をバランスよく組み込んでいくのか、財源も含めてしっかり対応できるよう編成に当たっている。

【その他の質問】

- ・休業要請に対する協力金の交付について
- ・かめやま文化年プロジェクトについて

短期証の発行はやめるべきではないか

福沢 美由紀 <日本共産党>



国民健康保険の短期証について

- 1 短期証発行の現状について
- 2 短期証に係る事務について
- 3 短期証の発行はやめるべきではないか

Q 国民健康保険の短期証の発行状況について尋ねる。

A 短期証は、1か月から6か月の有効期間で交付している。令和元年度の短期証の交付状況は、国民健康保険加入5733世帯のうち213世帯で、その内訳は、1か月証が190世帯、3か月証が21世帯、6か月証が2世帯である。

Q 短期証はどのように交付されているのか。

A 保険証の更新時に、国民健康保険税の滞納がある世帯に対して、納付相談の通知を行った後、窓口に来ていただいた方に対し、滞納額、納付状況、過去の交渉記録等を確認した上で、現状の聞き取りや今後の納付計画等について相談を行い、交付基準に応じて短期証を交付している。

Q 医療の保障と滞納を分けることは可能であると思うが、短期証を廃止して、通常の保険証を交

付している自治体もある中、市の考えを尋ねる。

A 短期証を交付することで、自主的な納付を促すことができ、収納対策には一定の効果があり、納付相談に当たっては、きめ細やかな対応に努めつつ、短期証の発行は引き続き行っていく。

Q 対面する機会を確保するため短期証を交付するとのことであるが、短期証を交付した全ての世帯が対面できているのか。

A 1か月の短期証を交付した190世帯のうち、113世帯は対面できていない状況である。

Q 短期証は、滞納者との対話により、個々の状況に応じて有効期間を延長するなど、医療を保障する制度に変えるべきであると思うが、市長の見解を尋ねる。

A 被保険者間の負担の公平性をしっかりと担保していくことは重要な視点であり、今後も納付相談の際は、滞納者の立場に立ったきめ細かい対応に努め、短期証の発行については、引き続き行っていく。

【その他の質問】

- ・新型コロナウイルス感染症に留意した学校生活について
- ・新型コロナウイルス感染症対策におけるケーブルテレビの活用について

UDフォントのさらなる普及を

森 英之 <結>



UD(ユニバーサルデザイン)フォントの導入状況と今後について

- 1 市が発行する広報かめやまをはじめとする印刷物全般について
- 2 学校が使用する教材及び学校が発行する印刷物全般について

Q 市として、UD(ユニバーサルデザイン)フォントの有効性をどのように認識しているのか。また、市が発行する印刷物等への導入状況を尋ねる。

A 市広報紙は平成29年7月1日号から紙面の一部に、令和元年10月1日号から全紙において使用している。広報紙以外の市が作成する印刷物については、現在、フォントの制限等がないため、わかりやすく表現できるよう工夫を行っている。また、市の情報発信において、迅速性、公平性、正確性、有益性の向上等を基本としつつ、読

者に興味・関心を持っていただく創意工夫が必要であると考えており、UDフォントはわかりやすさ等を向上させるための有効な手法であると認識している。

Q 生駒市では、一般的な書体で表記された問題では正答率が66%であったのに対し、UDフォントを使用した場合、正答率が81%であったとの調査結果から、読みやすく、学習意欲や学力の向上が期待できるとしてUDフォントを導入されているという事例もある。教育現場において、UDフォントの有効性をどのように認識しているのか。また、現在どのように活用しているのか。

A UDフォントについては、既に子どもたちの教科書においても、多くの出版社が使用している。また、各学校の学校便りをはじめとする様々な通信や学習プリントについても、UDフォントの使用が進みつつある。今後、多くの人々が識別しやすく、読みやすいUDフォントの啓発をさらに進め、さらなる学校現場での普及につなげていく。

【その他の質問】

・新型コロナウイルス感染拡大防止について

新型コロナウイルス感染症の影響による市の対応は

前田 稔 <スクラム>



新型コロナウイルス感染症による影響について

- 1 経済状況について
- 2 イベントや各種団体の行事について
- 3 生活困窮者への対応について
- 4 事業者への対応について

Q 新型コロナウイルス感染症の影響による、市の現在の経済状況を尋ねる。

A 感染拡大を防止するために実施された緊急事態措置による休業や夜間営業の自粛等により、まずは商業系から影響が出始め、現在は、製造業から建設業に至るまで、全ての業種に影響が広がっていると認識している。

Q 市の一つの施策として実施している亀山エール飯チャレンジ事業の状況を尋ねる。

A 緊急政策パッケージ第1弾で、早くから大きな影響が出てきた飲食業に対する支援策として実施しており、5月末現在で67店舗に登録いただき、業者、市民の双方から事業に対する評価をいただいている。

Q 今後の各種イベントや行事の開催については主催者が判断すると思うが、市としてどのように対応するのか。

A イベント等の開催基準については、国や県の情報を参考に、当市の感染リスク状況などを総合的に判断し、対策本部会議で決定している。現在の開催基準は、100人以上の不特定多数が集まるイベントは、感染リスクが高いものとして原則中止・延期としている。今後は、その時々状況を判断して、開催基準については変更していく。

【その他の質問】

・亀山駅周辺整備事業について
 ・乗合タクシー制度について
 ・新庁舎建設について

市民目線のわかりやすい情報発信を

豊田 恵理



亀山市ホームページについて
1 新型コロナウイルス感染症関連の情報発信について

(1) 現状について

(2) 今後の対応について

Q 市のホームページ内にある新型コロナウイルス感染症関連ページで、自分が探している情報が見つけないと実感したが、市民から見た情報の見つけやすさの観点から、工夫して掲載しているのか。

A 新型コロナウイルス感染症に関する情報については、大量の情報が国・県から届いており、ホームページで時系列に掲載をする中で、カテゴリーを整理することが必要と認識している。

Q 新型コロナ関連の情報が、ホームページにアップされるまでの過程について尋ねる。

A 情報発信する担当課がページを作成後、政策課広報秘書グループに更新依頼を行う。そして、広報秘書グループで、その情報の正確性や高齢者・障がい者への配慮など、ウェブアクセシビリティへの対応状態やその他のページ等との整合性につい

て内容を確認した後、情報の更新を行う。

Q 更新までにどれくらいの時間を要するのか。

A 発信者となる担当課が、コンテンツ・マネジメント・システム(CMS)を使うことによって、必要な専門的知識がなくても容易に内容を構築、管理、更新できることから、短い時間で登録ができると考えている。例えば、新型コロナウイルス対策本部会議の内容のアップについては、極力数時間でアップできるよう対応したいと考えている。

Q フェイスブック等のSNSを使った情報発信は以前から行われているが、より多くの人に迅速に緊急情報を伝えるためには、既存するコンテンツを、より一層積極的に使っていきべきではないか。

A 市では、子育てLINEやフェイスブックを活用しているが、素早い情報提供という部分では不十分な部分もあるため、さらなるSNSの活用を検討していく。

Q 情報が時系列に羅列され見つけにくいと、古い情報をまとめるなど、よりわかりやすい情報発信が必要だと思うが、見解を尋ねる。

A 今後、視覚の面からも、見やすく、欲しい情報ができるだけ早く検索できるよう工夫していく。

【その他の質問】

・亀山市におけるGIGAスクール構想への対応について

議会の主な動き



4月

- 2日 広聴広報委員会
- 6日 広聴広報委員会
- 13日 広聴広報委員会
議会運営委員会
- 15日 全員協議会
- 20日 全員協議会
予算決算委員会協議会
正副委員長会議
- 27日 議会運営委員会

5月

- 1日 議会運営委員会
- 7日 第1回臨時会
議案質疑
- 19日 全員協議会
- 22日 議会運営委員会
- 29日 6月定例会開会

6月

- 8日 議案質疑
予算決算委員会
議会運営委員会
- 9日 一般質問
- 10日 一般質問
- 12日 産業建設分科会
産業建設委員会
- 15日 教育民生分科会
教育民生委員会
- 16日 総務分科会
総務委員会
議会運営委員会
- 17日 本会議
- 18日 予算決算委員会
- 19日 6月定例会閉会
亀山駅周辺整備事業特別委員会
- 25日 広聴広報委員会
- 30日 広聴広報委員会



全国・東海市議会議長会表彰を受けました

- 第96回全国市議会議長会定期総会において、小坂直親議長が正副議長在職4年以上で表彰され、また、全国市議会議長会評議員としての功績で感謝状が贈呈されました。
- 第96回全国市議会議長会定期総会並びに第103回東海市議会議長会定期総会において、前田稔議員が、議員在職15年以上で表彰されました。



前 田 稔 議 員

小 坂 直 親 議 長



会議を傍聴される皆様へ

定例会の本会議や常任委員会など議会の会議は、傍聴することができますが、新型コロナウイルス感染症が終息するまでの間は、傍聴席が密状態にならないよう努めています。

つきましては、傍聴者が多い場合は、別室のモニターによる傍聴をご案内させていただくことがありますので、ご了承ください。

今後も新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にご理解とご協力をお願いします。



表紙 写真から

徳風高校 総合コース紹介

総合コースは、様々な資格取得を中心とする専門教育を実施し、各個人が個性に磨きをかけ、将来の夢の実現をサポートするコースです。

そこでは、生徒一人ひとりの、個性の伸長をはかるために、ネイルアートや調理などの各講座を自由に選択できるよう編成されています。

よこやま ゆみ
横山 優美（1年、四日市市在住）

徳風高校の魅力は、各自の興味・関心に応じた、たくさんの資格が取得できるところです。

私はネイルアートを選択しました。まだまだわからないことばかりで、これから難しい検定に挑戦するため、日々勉強に励んでいます。

やってみると意外と難しく、ときには苦戦することもあります。先生方の温かいご指導のもと、

将来のために頑張っています。

また、ネイルを通じて、社会で仕事をするうえでの厳しさや楽しさを学び、将来は身に付けた技術を活かした職業に就きたいと思っています。

令和2年 9月定例会日程(予定)

8月27日	9月定例会開会	10:00～
9月7日	議案質疑	10:00～
8日	議案質疑	10:00～
8日	一般質問	13:00～
9日	一般質問	10:00～
10日	一般質問	10:00～
11日	産業建設分科会 産業建設委員会	10:00～
14日	教育民生分科会 教育民生委員会	10:00～

15日	総務分科会 総務委員会	10:00～
17日	予算決算委員会	9:00～
18日	予算決算委員会	9:00～
24日	議会運営委員会	10:00～
25日	9月定例会閉会	10:00～

正式な日程は、定例会直前の議会運営委員会で決定します。
詳しくは、議会事務局へお問い合わせください。
ホームページにも掲載しています。

議会の会議の様子をご覧いただけます。

市議会の定例会・臨時会の本会議、常任委員会(総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会、予算決算委員会)の様子を(ライブ・録画)で配信しています。

スマートフォンやタブレット端末でもご覧いただけますので、議案審議・審査の様子をぜひご覧ください。



会議	視聴方法		インターネット配信		ケーブルテレビ放送	
	ライブ	録画	ライブ	録画	ライブ	録画
本会議	○	○	○	○	○	○
常任委員会(総務・教育民生・産業建設・予算決算)	○	○	-	-	-	-

市民の皆様の声が議会・市政に反映され、信頼をいただける議会となるよう努めてまいります。
皆様のご意見をお寄せください。

■問い合わせ先／三重県亀山市議会事務局 〒519-0195 三重県亀山市本丸町577 ☎(0595)84-5059 Eメールアドレス gikai-city.kameyama@zvtv.ne.jp